トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp http://hiramoto-office.com/

- 税理士の独り言

「あなただからできること、あなたにしかできないことを追求すれば、あなたの代わりは無理なんだという人生が待っている」母校近畿大学入学式のつんく♂の式辞です。

調和は個性が発揮された時に訪れます。

──私の書棚より

○考えると体は必ず硬くなる。それは 有利な展開に持ち込もうとか、勝とう という欲がそうさせるのである。力が 入っているものは、一見強く頼もしく 感じられるが、壊れやすい。 ○打つ手がまったくないということ

○打つ手がまったくないということは、たいていの場合、本当はないと思う。必死になって探せば、どこかにそこから抜け出す小さなきっかけを見つけることができるはずなのだ。

「運を支配する」 桜井章一・藤田晋著 幻冬舎新書

税務アンテナ

ただし、法人の負担部分と構成員の負担部分を按分する等適正に区分されている場合は、その区分されたところにより、法人に帰属すべき収益、費用等の額を計算することができます。

□法人が主催する社員旅行は旅行日程が 4 泊 5 日以下であること、全従業員の半分以 上が参加するものであることの条件が満た されていれば、その旅行費用が社会通念上 一般的といえないほどの多額でなければ、 従業員に対して給与課税されません。

この場合、法人では福利厚生費や旅費交通費等の科目で損金経理をしますが、来期の社員旅行の費用を今期に先払いしても旅行を実施しているのは旅行を実施した来期となり、損金となるのは旅行を実施した来期となります。

税務に関するご質問をお受けしております。 お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日 ○4月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)

31 目

- ○3月決算法人の確定申告
- 9 月決算法人の中間申告 (予定申告)
- 6月、9月、12月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき 6月1日)

31 日	○5月決算法人の消費税各種
	選択届出書提出
	(休日につき5月29日)

·定申告) 月、9月、12月決算法人の